

介護予防日常生活支援総合事業の事業者 指定申請のための手続きについて

1 指定申請手続きの流れについて

介護予防・生活支援サービスの指定を希望する事業者について、指定申請手続きの流れは下記のとおりとなっております。

- ① 事前相談受付（指定予定日の3ヶ月前の25日まで）
- ② 指定申請書の提出（指定日予定日の2ヶ月前の25日まで）
- ③ 指定前実地調査
- ④ 指定の決定

(1) 事前相談受付

下記(2)の指定申請書等を提出する前に、以下の計画概要書等を持参の上、指定予定日の3か月前の25日までに事前相談を行ってください。

- ① 提出書類・提出部
 - ア) 事前相談受付票 1部
 - イ) 【様式1】「介護予防・生活支援サービス事業計画概要書」 1部
 - ウ) 【様式1-1、1-2】「実施予定事業の定員計画等」 1部
 - エ) 【様式2】法人概要 1部
 - オ) 建物計画図（室別面積が記入してある平面図） 1部

② 相談窓口

※相談希望日の1週間前までに予約をしてください。

足立区役所 福祉部 介護保険課 介護事業者支援係

*電話番号等詳細は、「4 問合せ先」をご参照ください。

(2) 指定申請書の提出

事前相談が終了した事業者は区に指定申請書を提出していただきます。上記(1)の計画概要書の提出後に、以下の指定申請書等を提出してください。なお、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

- ① 指定申請に関する提出書類一覧
 - 別紙「指定申請に係る添付書類一覧（訪問）」のとおり
 - 別紙「指定申請に係る添付書類一覧（通所）」のとおり
- ② 指定年月日について
 - 指定日は指定月の1日付けとします。
- ③ 提出期限

指定申請書の提出期限は指定予定日の2ヶ月前の25日までとします。ただし、指定申請書等の審査の結果、指定基準に満たない場合には、指定しないことがあります。

④ 提出先

※提出予定日の1週間前までに予約をしてください。

足立区役所 福祉部 介護保険課 介護事業者支援係

※電話番号等詳細は、「4 問合せ先」をご参照願います。

(3) 指定前実地調査および指定の決定

区が指定申請書の審査および現地で実地調査を行った上で、指定します。

2 申請にあたっての留意事項

(1) 建築基準法等の手続き

介護保険法、老人福祉法、建築基準法、バリアフリー法、消防法、東京都福祉のまちづくり条例、東京都安全条例、足立区環境整備基準・同規則及びその他関係法令を遵守した事業計画としてください。改修等においても、計画内容により各種の手続きが必要となることがあります。

なお、各種手続きの進行状況について、報告をお願いします。

指定申請にあたっては、足立区の建築担当部局に事前にご相談ください。

【建築基準法全般について】

建築審査課 審査第一係（荒川以北で国道4号線以東及び千住地区の区域）

TEL：03-3880-5276

建築審査課 審査第二係（審査第1係の所管以外の区域）

TEL：03-3880-5277

3 区ホームページの申請書（様式）の掲載場所

「トップページ」>「暮らし」>「介護保険」>「介護保険関連事業者向け情報」>「介護予防・日常生活総合事業の新規指定申請について」

4 問合せ先

足立区 福祉部 介護保険課 介護事業者支援係

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

T E L 03-3880-5727

F A X 03-3880-5621

Eメール kaigo@city.adachi.tokyo.jp

※ 開庁時間は午前8時30分から午後5時15分です。（土・日曜、祝日は除きます。）